

Labor Compliance Alert:労働法の改正

2018 年 10 月 17 日



Grant Thornton Cambodia は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、労務規則に関する最新情報をご案内申し上げます。

2018 年 7 月 11 日、労働法第 89 条、90 条、91 条、94 条、110 条、120 条及び 122 条が王令（Royal Decree）によって改正されました。中でも注目すべき改正点として、退職金に相当する「解雇補償制度」（Indemnity for dismissal）に変わって「年功補償」（Seniority Payment）制度が導入されたことが挙げられます。

続いて 2018 年 9 月 21 日、カンボジア労働・職業訓練省（MLVT）は、給与支給の新たな仕組みとその実施に関する通達 No.443MLVT/Prk を交付しました。主な内容は、以下の通りとなります。

- 年功補償制度は、無期労働契約（UDC）の従業員のみに適用される。有期労働契約（FDC）の従業員は年功補償を受け取ることは出来ないものの、労働協約で規定されている場合を除き、有期期間中に受け取る賃金の 5% に相当する退職金を受け取る権利がある。
- 労働法 83 条に基づく重大な不履行により退職する従業員又はそれに関与した従業員は、年功補償を受け取る権利を失する。
- 2019 年 1 月以降、使用者は 1 年ごとに給与にその他諸手当（残業手当、賞与など）を含めた年間総支給額の 15 日分に相当する年功手当を従業員に支払う。
 - 毎年 6 月・12 月にそれぞれ 7.5 日分を支給
 - 2019 年が雇用初年度の従業員は、6 か月未満は 7.5 日分、6 ヶ月以上の勤務で 15 日分の年功手当を受け取る権利を獲得
- 2019 年以前から勤務している従業員への年功手当の後払い：2008 年～2018 年までの分として最大で 156 日分の年功補償額を遡って支給する。
 - 縫製・製靴業を営む企業においては、年間合計 30 日分の年功手当を支払う。この場合、毎年 6 月・12 月にそれぞれ 15 日分を支給
 - その他企業については、年間合計 15 日分の年功手当を支払う。この場合、毎年 6 月・12 月にそれぞれ 15 日分を支給

※ 労働法に従った日数統計表は、別紙 1 をご参照ください。

留意点及び私共の見解について：

通達 No.443 は、企業が年功補償を従業員に支払わなかった場合の扱いについて言及されておらず、また年功補償に係る給与所得税（TOS）や過去の税務申告をどう処理するのかについても公表されていません。これらについては、今後カンボジア労働・職業訓練省及びカンボジア租税総局(GDT)が明らかにしていくでしょう。関連当局より更なる情報を入手した場合には、お知らせを致します。

通達 No.443 の導入に伴い、各企業において財務報告、資金繰り、キャッシュ・フロー計画の変更が必要となると思われます。企業様におかれては、来るべき 2019 年に向け、年功補償を支払うことを織り込んだ適切な予算計画を作成すること、またカンボジア版 IFRS（CIFRS）に即し適切な会計帳簿を作成することが望ましいと考えます。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確・不完全な情報、及び Grant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または、Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20th Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: info@kh.gt.com

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: Ronald.Almera@kh.gt.com



辻 充博 (Takahiro Tsuji)

公認会計士 (日本)

Japan Desk – Director

Tel: +60 12 926 8865

Email: takahiro.tsuji@jp.gt.com



Please consider the environment before printing this email



Winner
Employer of the
year 2015

別紙 1 日数統計表

労働法に沿った日数統計表は以下の通りです。

勤務年数	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	日数合計
11年以上	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	156
10年		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	150
9年			15	15	15	15	15	15	15	15	15	135
8年				15	15	15	15	15	15	15	15	120
7年					15	15	15	15	15	15	15	105
6年						15	15	15	15	15	15	90
5年							15	15	15	15	15	75
4年								15	15	15	15	60
3年									15	15	15	45
2年										15	15	30
1年											15	15

注) 156日を上限のため、勤続年数11年以上の従業員は一律156日となります。